

○奈良県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令の制定について

(昭和52年 1 月12日 例規第 2 号)

[沿革] 平成 2 年 1 月例規第 1 号、3 年10月第40号、7 年12月第74号、9 年 5 月第25号、16年 3 月第 8 号、17年 3 月第 4 号、18年 4 月第13号、22年 3 月第 9 号、29年 8 月第22号、30年 3 月第18号、31年 3 月第17号、31年 4 月第23号、令和元年 6 月第29号改正

別記のとおり制定し、昭和52年 1 月12日から施行することとしたから、次により適正に運用されたい。

記

第 1 趣旨

この訓令は、奈良県警察高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の職務の遂行について、その適正化と運営の効率化を図るために定めたものである。

第 2 要点

- 1 高速自動車国道等における交通警察の一体的な運用を図るため、高速道路管理官等関係機関との連携を明確にした。（第 4 条）
- 2 隊員の勤務体制、勤務方法を明確にした。（第 6 ・ 7 ・ 8 条）
- 3 重大事故等の発生した場合における応援要請について規定した。（第10条）
- 4 隊員が取扱った事案の処理手続きを明確にした。（第13条）
- 5 隊員の勤務に対する留意事項を明確にした。（第17条）

第 3 運用解釈上の留意事項

1 任務（第 3 条関係）

(1) 職務執行区域

高速隊の職務執行区域は、次に掲げる道路（アからオまでに掲げる道路にあつては、奈良県の区域内に存するものに限る。）とする。ただし、関係府県警察と協議して定めた区域の道路において職務執行をするときは、この限りでない。

ア 西名阪自動車道

高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線をいい、各インターチェンジにおける一般道路との間の取付道路、郡山下ツ道ジャンクションにおける京奈和自動車道との間の連結路及びパーキングエリア等の付属施設を含むものとする。

イ 名阪国道

一般国道25号のうち自動車専用道路として指定された区間の道路をいい、各インターチェンジにおける一般道路との間の取付道路及びパーキングエリア等の付属施設を含むものとする。

ウ 京奈和自動車道

一般国道24号のうち自動車専用道路として指定された区間の道路をいい、各インターチェンジにおける一般道路との間の取付道路、郡山下ツ道ジャンクションにおける西名阪自動車道との間の連結路及びパーキングエリア等の付属施設を含むものとする。

エ 第二阪奈道路

一般国道163号のうち自動車専用道路として指定された区間の道路をいい、各インターチェンジにおける一般道路との間の取付道路を含むものとする。

オ 南阪奈道路

一般国道165号のうち、自動車専用道路として指定された区間の道路をいい、葛城インターチェンジにおける一般道路との間の取付道路を含むものとする。

カ 南阪奈道路に接続する大和高田バイパス

一般国道24号及び一般国道165号のうち、橿原市四条町618番地の1先から南阪奈道路との接続点までの区間の道路をいい、各ランプにおける一般道路との間の取付道路を含むものとする。

(2) 職務内容

ア 交通警察に関すること。

隊長は、(1)の道路において交通の指導及び取締り並びに交通事故事件の捜査に関する事務を処理するほか、道路交通法第114条の3の規定に基づき、(1)のアからオまでに掲げる道路に係る次の事務を処理する。

- (ア) 適用期間の短い交通規制
- (イ) 通行止道路における通行許可
- (ウ) 違法駐車車両の移動、保管等
- (エ) 乗車又は積載の方法の特例に対する許可
- (オ) 乗車又は積載の制限に関する許可
- (カ) 制限許可証の交付等
- (キ) 車両の検査等
- (ク) 道路使用の許可
- (ケ) 道路管理者との協議
- (コ) 違法工作物に対する措置及び工作物等の危険防止措置
- (サ) 免許の効力の仮停止

イ 緊急配備等犯罪捜査の初動活動その他必要な警察事務に関すること。

- (ア) 事務の内容について

- a 「緊急配備等犯罪捜査の初動活動」とは、重要事件発生時における緊急配備活動のほか、高速自動車国道等において発生した犯罪の犯人の逮捕、参考人の確保、現場保存等の必要な初動活動をいう。
- b 「その他必要な警察事務」とは、犯罪の予防活動及び負傷者、病人、行方不明者等応急の救護を要する者の保護活動並びに犯罪者の置き去り品の措置、遺失拾得物等の届出の受理等をいう。

(イ) 事務の処理範囲について

- a 高速自動車国道等における処理について

高速自動車国道等において発生した事故事件等（交通事故事件及び交通関係法令違反事件を除く。）を認知したときは、発生地を管轄する警察署（交番及び駐在所を含む。）に通報するとともに速やかにこれを処理しなければならない。

この場合における職務の範囲は、隊本来の任務の特質にかんがみ、発生地を管轄する警察署の警察官が現場に到着するまでの第一次的、初期的な応急措置及びこれに関する報告連絡その他必要な処理範囲とするが、隊本来の任務に拘でいして警察官として当然処理しなければならないことを処理しなかったり、発生地を管轄する警察署の警察官に応援しなければならないのにこれを放置し、又は拒否してはならない。

- b 高速自動車国道等以外における犯罪の処理について

届出、通報その他の方法により高速自動車国道等以外における犯罪等を認知し、又は諸願届を受理したときは、事案を処理すべき警察署の警察官のもとに案内し、又は通報するほか、急を要し直ちに処理しなければならないと認めるときは、その事案に応じて必要な措置をとらなければならない。

ウ 事務処理上の留意事項

前記イの警察活動については、高速自動車国道等の特質から管轄警察署の警察官の日常活動を期待できない場合が多いので、高速隊が高速自動車国道等における犯罪捜査の初動活動、防犯活動等の警察活動を行うこととしたものである。

したがって、隊長はこれらの事務処理にあたっては、管轄警察署長と密接な連携を保ち、その運用に過誤のないよう特に配慮すること。

2 隊長の責務（第4条関係）

隊長は、本部の関係所属長、警察署長と緊密な連絡を保持することはもちろん国

土交通省近畿地方整備局、国土交通省中部地方整備局、西日本高速道路株式会社、救急・消防機関等とも絶えず緊密な連携を保つものとする。

3 犯罪等の措置（第13条関係）

隊員の取り扱った犯罪（高速自動車国道等において発生した交通事故に起因する業務上過失致死傷罪及び道路交通関係法令違反を除く。）等についての措置基準は、次のとおりとする。

- (1) 被疑者を逮捕し、又は逮捕手続書、差押（領置）調書、被害届、実況見分調書等の捜査書類を作成した場合は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第42条及び第78条第2項に定める被疑者引渡書（事件引継書）により発生（検挙）地を管轄する警察署長に引継ぐものとする。
- (2) 保護を要する者を保護したときは、保護カード（奈良県警察における保護の取扱いに関する訓令（令和元年6月奈良県警察本部訓令第19号）別記様式第1号）を作成し、保護した場所を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。
- (3) 警察署長に引き継ぐ必要のある犯罪情報等を入手したときは、引継書（別記様式）により関係する警察署長に引き継ぐものとする。

（別記様式省略）